公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案 新旧対照表

○労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)「附則第四条関係〕

○労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)〔附則第四条関係〕			(傍線部分は改正部分)
改正案		現行	
第十二条 〔略〕	第十二条 [同上]		
② [略]	② [同上]		
③ 前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間が	③ [同上]		
ある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期			
間及び賃金の総額から控除する。			
一~四〔略〕	一~四 [同上]		
五 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補	〔新設〕		
休暇に関する法律(令和四年法律第号)第二条第一項に規定			
する立候補休暇を取得した期間			
六 [略]	五 (同上)		
④~8 [略]	④~8 [同上]		
第三十九条 〔略〕	第三十九条 〔同上〕		
②~⑨ [略]	②~⑨ [同上]		
⑩ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期	⑩ 労働者が業務上負傷し、	又は疾病にか	労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期
間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関	間及び育児休業、介護休業	等育児又は家	間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に
する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定す	関する法律第二条第一号	に規定する育品	第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定

は、これを出勤したものとみなす。	によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用について	候補休暇を取得した期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定	の確保のための立候補休暇に関する法律第二条第一項に規定する立	る介護休業をした期間及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続
------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

は、これを出勤したものとみなす。によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用についてが する介護休業をした期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定

〇船員法 (昭和二十二年法律第百号) [附則第五条関係]

(傍線部分は改正部分)

〇船員法 (昭和二十二年法律第百号) [(傍觞部分は改正部分)
改正案	現行
(有給休暇の付与)	(有給休暇の付与)
第七十四条 〔略〕	第七十四条 〔同上〕
②•③ [略]	②・③ [同上]
④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として	④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として
国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷	国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷
し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、	し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、
介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成	介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成
三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二	三年法律第七十六号) 第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二
号に規定する介護休業(同法第六十一条第三項(同条第六項において	号に規定する介護休業(同法第六十一条第三項(同条第六項において
準用する場合を含む。)に規定する介護をするための休業を含む。)を	準用する場合を含む。)に規定する介護をするための休業を含む。)を
した期間及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のため	した期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によ
の立候補休暇に関する法律 (令和四年法律第 号) 第二条第一項	つて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算に
に規定する立候補休暇を取得した期間並びに女子の船員が第八十七	ついては、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみ
条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続し	なす。
て勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶に	
おいて勤務に従事した期間とみなす。	
⑤ 〔略〕	⑤ [同上]

第九十二条 〔同上〕	第九十二条 〔略〕
(外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例)	(外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例)
第九十一条の三 〔同上〕	第九十一条の四 〔略〕
充実等に関する法律の適用に関する特例)	充実等に関する法律の適用に関する特例)
(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の	(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の
	定を適用する。
	めの立候補休暇に関する法律(令和四年法律第 号)第六条の規
	業主とみなして、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のた
	船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事
	下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該
〔新設〕	第九十一条の三 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の
	に関する法律の適用に関する特例)
	(公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇
第九十一条の二 〔同上〕	第九十一条の二 〔略〕
る法律の適用に関する特例)	る法律の適用に関する特例)
(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す	(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	○船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)〔附則第六条関係〕

2 3 [略]

4 員は、 律に基づく命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員 とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。 用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律並びにこれらの法 十六年法律第九十二号)、賃金の支払の確保等に関する法律 最低賃金法 行う労働者の福祉に関する法律及び公職の候補者となる労働者の雇 十一年法律第三十四号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を 第 (昭和三十四年法律第百六十号)、勤労者財産形成促進法 一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号)、労働組合法、 (昭和三十四年法律第百三十七号)、中小企業退職金共済 (昭和五 (昭和四 4

2 · 3 [同上]

場合において、 員は、 の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この 十六年法律第九十二号)、賃金の支払の確保等に関する法律 法 最低賃金法 を行う労働者の福祉に関する法律並びにこれらの法律に基づく命令 十一年法律第三十四号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護 第 (昭和三十四年法律第百六十号)、勤労者財産形成促進法 一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号)、労働組合法、 (昭和三十四年法律第百三十七号)、中小企業退職金共済 必要な技術的読替えは、 命令で定める。 (昭和四 (昭 和 五.

5 [同上]

5

[略]

五.

6 [同上]	6 [略]
	おいて、必要な技術的読替えは、命令で定める。
める。	の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合に
船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定	年法律第 号)並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定
基づいて発する命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける	労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律(令和四
福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)並びにこれらの法律に	祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)及び公職の候補者となる
十四号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の	十四号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福
十二号)、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三	十二号)、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三
法律第百三十七号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九	法律第百三十七号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九
合法(昭和二十四年法律第百七十四号)、最低賃金法(昭和三十四年	合法(昭和二十四年法律第百七十四号)、最低賃金法(昭和三十四年
給船員は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働組	給船員は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働組
5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供	5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供
2~4 [同上]	2~4 [略]
第十四条 〔同上〕	第十四条 〔略〕
(船員法等の適用に関する特例)	(船員法等の適用に関する特例)
現行	改正案
[附則第七条関係] (傍線部分は改正部分)	〇船員の雇用の促進に関する特別措置法 (昭和五十二年法律第九十六号)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)〔附則第八条関係〕

	一人作彩音ないです。
改正案	現行
(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す	(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す
る法律の適用に関する特例)	る法律の適用に関する特例)
第四十七条の三 〔略〕	第四十七条の三 〔同上〕
(公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇	
に関する法律の適用に関する特例)	
第四十七条の三の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮	〔新設〕
命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関	
しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労	
働者を雇用する事業主とみなして、公職の候補者となる労働者の雇用	
の継続の確保のための立候補休暇に関する法律(令和四年法律第	
号)第六条の規定を適用する。	
(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の	(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の
充実等に関する法律の適用に関する特例)	充実等に関する法律の適用に関する特例)
第四十七条の四 〔略〕	第四十七条の四 〔同上〕

○厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号) 〔附則第九条関係

改

正

案

傍線部分は改正 部分)

現

行

(労働政策審議会)

第九条 労働政策審議会は、 次に掲げる事務をつかさどる。

略

法 業安定法 協同組合法 二十二年法律第五十号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律 働安全衛生法 律第百三十七号)、 等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成二十六年法 法律第八十八号)、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年 並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、 共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)、労働者 十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法、 のための立候補休暇に関する法律 の改善に関する特別措置法 (昭和四十四年法律第八十四号)、勤労者財産形成促進法 労働基準法 (昭和三十九年法律第百十八号)、 労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第百四十一号)、 (令和二年法律第七十八号)、労働施策の総合的な推進 (昭和四十七年法律第五十七号)、労働災害防止団体 (昭和二十二年法律第四十九号)、労働時間等の設定 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保 (平成四年法律第九十号)、専門的知識 (令和四年法律第 労働者派遣事業の適 中小企業退職金 (昭和四 号)、 (昭 (昭和 労 職 和

(労働政策審議会)

第九条 [同上]

<u>\{</u>

労働基準法 (同上) (昭和二十二年法律第四十九号)、 労働時間等の設定

兀

法律 関する法律、 等に関する法律 関する法律 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十 成促進法 収等に関する法律 労働災害防止団体法 律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、 等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成二十六年法 者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する 総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に 六号)、労働者協同組合法 補償保険法 の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)、専門的知識 (昭和六十年法律第八十八号)、 (昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法 (昭和四十六年法律第六十八号)、障害者の雇用の促進 (昭和二十二年法律第五十号)、労働保険の保険料の徴 職業安定法 (昭和三十五年法律第百二十三号)、 (昭和四十四年法律第八十四号)、 (昭和三十九年法律第百十八号)、労働者災害 (昭和二十二年法律第百四十一号)、労働 (令和二年法律第七十八号)、労働施策の 高年齢者等の雇用の安定等に 勤労者財産形 建設労働者の

る法律 る法律 法律 年法律第七十六号)、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理 等に関する法律 九十八号)、 律第百十六号)、 年法律第五十七号)、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 年法律第四十号)、 和三十五年法律第百二十三号)、建設労働者の雇用の改善等に関す 四十六年法律第六十八号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭 た事項を処理すること。 休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成三 九号)、青少年の雇用の促進等に関する法律 実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十 の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三 (平成四年法律第六十三号)、看護師等の人材確保の促進に関する 韶 改善等に関する法律 「和四十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属させられ (平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関す (平成八年法律第四十五号)、 (昭和五十一年法律第三十三号)、港湾労働法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 職業能力開発促進法、 (昭和四十七年法律第百十三号)、育児休業、 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用 (平成五年法律第七十六号)及び家内労働法 雇用保険法 外国人の技能実習の適正な (昭和四十五年法律第 (昭和四十九年法 (昭和六十三

介護

号)、 労働法 六号) 険法 力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、 材確保の促進に関する法律 の改善等に関する法律 その権限に属させられた事項を処理すること。 雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十 に関する法律 な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和四十七年法律第百十三 成二十八年法律第八十九号)、青少年の雇用の促進等に関する法律 人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平 に関する法律 確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促 雇用の改善等に関する法律 (昭和四十五年法律第九十八号)、雇用の分野における男女の均等 育児休業、 及び家内労働法 (昭和四十九年法律第百十六号)、 (昭和六十三年法律第四十号)、中小企業における労働力の (平成三年法律第七十六号)、短時間労働者及び有期 (平成三年法律第五十七号)、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉 (昭和四十五年法律第六十号) の規定により (平成四年法律第六十三号)、 (平成四年法律第八十六号)、林業労働 (昭和五十一年法律第三十三号)、 職業能力開発促進法、 介護労働者の雇用管理 看護師等の 雇用保 港湾

[同上]

2

2

略

○国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)〔附則第十条関係

改

正

案

(傍線部分は改正部分)

現

行

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

· 二 〔略〕

運送法 律第七十六号)、 等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法 関する法律 律第九十八号)、 六十一号)、青少年の雇用の促進等に関する法律 二十三号)、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及 号)、障害者の雇用の促進等に関する法律 二十二年法律第百号)、最低賃金法 船舶建造調整法 び職業生活の充実等に関する法律 法律第七十二号)、造船法 に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年 号)、全国新幹線鉄道整備法 交通政策基本法、 船員災害防止活動の促進に関する法律 (昭和二十四年法律第百八十七号)、本州四国連絡橋の建設 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に (昭 和四十七年法律第百十三号)、育児休業、 勤労者財産形成促進法 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保の (昭和二十八年法律第百四十九号)、 観光立国推進基本法(平成十八年法律第百十七 (昭和二十五年法律第百二十九号)、 (昭和四十五年法律第七十一号)、海上 (昭和四十一年法律第百三十二 (昭和三十四年法律第百三十七 (昭和四十六年法律第九十 (昭和三十五年法律第百 (昭和四十二年法律第 (昭和四十五年法 船員法 介護休業 (昭和 臨時

第十四条 [同上]

一·二 (同上)

号)、 運送法 二十三号)、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及 号)、障害者の雇用の促進等に関する法律 二十二年法律第百号)、最低賃金法 律第七十六号)、船員職業安定法 関する法律 に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年 号)、全国新幹線鉄道整備法 等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法 律第九十八号)、勤労者財産形成促進法 六十一号)、青少年の雇用の促進等に関する法律 び職業生活の充実等に関する法律 船舶建造調整法 法律第七十二号)、造船法 一号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に 交通政策基本法、 船員災害防止活動の促進に関する法律 (昭和二十四年法律第百八十七号)、本州四国連絡橋の建設 (昭和四十七年法律第百十三号)、 (昭和二十八年法律第百四十九号)、 観光立国推進基本法(平成十八年法律第百十七 (昭和二十五年法律第百二十九号)、 (昭和四十五年法律第七十一号)、 (昭和二十三年法律第百三十号)、 (昭和四十一年法律第百三十二 (昭和三十四年法律第百三十七 (昭和四十六年法律第九十 (昭和三十五年法律第百 (昭和四十二年法律第 育児休業、 (昭和四十五年法 船員法 介護休業 昭 海上 臨時 和

法 職業安定法 ための立 十七年法律第百十五号)の規定によりその権限に属させられた事項 備センター法 港湾整備促進法 四年法律第百二十一号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、 舶操縦者法 を処理すること。 (昭和二十七年法律第百六十五号)及び海上交通安全法(昭和四 候補休暇に関する法律 (昭和二十六年法律第百四十九号)、水先法(昭和二十 (昭和二十三年法律第百三十号)、船舶職員及び小型船 (昭和五十六年法律第七十六号)、空港法、気象業務 (昭和二十八年法律第百七十号)、広域臨海環境整 (令和四年法律第 号)、船員

水先法 号)、広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)、 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、 属させられた事項を処理すること。 空港法、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)及び海上交 法律第二百十八号)、港湾整備促進法(昭和二十八年法律第百七十 通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の規定によりその権限に (昭和二十四年法律第百二十一号)、港湾法 (昭和二十五年

同 <u>上</u>

2

2

[略]